

## 8. 港湾管理者への手続き、確認等 ( )

### 8.1 三島川之江港で取り扱える循環資源

循環資源が廃棄物の場合、「廃棄物処理法」を遵守する必要があります<sup>1)</sup>。

「愛媛県港湾管理条例」では、港湾での循環資源の取扱について、有価物と無価物を区別して規制する規則は定めておりません<sup>2)</sup>。

有価・無価を問わず取り扱う循環資源の性状をよく把握し、適切に取り扱ってください<sup>3)</sup>。

#### 1) 「廃棄物処理法」の遵守

輸送する循環資源が産業廃棄物の場合は、廃棄物処理法を遵守した取扱をする必要があります (「7.2 三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討 ( )」参照。)

輸送する循環資源が産業廃棄物の可能性がある場合は、四国中央保健所 衛生環境課、又は県庁 廃棄物対策課までお問い合わせください。

また、輸送する循環資源が一般廃棄物の可能性がある場合は、四国中央市 市民環境部 生活清掃課までお問い合わせください。(「5. 廃棄物に該当するかどうかの確認」参照。)

#### 2) 「愛媛県港湾管理条例」では循環資源の取扱に対する規則は定めていません。

愛媛県では、三島川之江港を含む愛媛県が管理する港湾<sup>(注1)</sup>について、循環資源の取扱に関して、有価物・無価物を区別して規制する規則は定めておりません。(有価物・無価物を問わず、土地・建物の汚損や、貨物等の放置・散乱等は禁止しております。)

注1：愛媛県が管理する港湾は重要港湾4港(三島川之江港、東予港、松山港、宇和島港)と地方港湾18港(寒川港、波止浜港、波方港、菊間港、宮浦港、吉海港、伯方港、弓削港、北条港、中島港、松前港、伊予港、長浜港、三崎港、川之石港、玉津港、岩松港、御荘港)の合計22港であり、重要港湾である新居浜港は新居浜港務局、今治港は今治市がそれぞれ管理しています。新居浜港、今治港での循環資源の取り扱いルールは、愛媛県が管理する港湾と異なりますので、両港の利用にあたっては各港湾管理者にお問い合わせください。

#### 3) 適切な取り扱いをお願いします

循環資源の中には、性状により、港湾施設を汚損する可能性があるもの、他の利用者の迷惑となる可能性があるもの、周辺住民の迷惑となる可能性があるもの等がありますので、適切にお取り扱いください。

## 8.2 港湾施設の使用許可の申請

三島川之江港の公共港湾施設を利用する場合は、有価物、廃棄物に関係なく「愛媛県港湾管理条例」において定められている、[港湾施設の使用許可申請](#)1)を行ってください。

### 1) 港湾施設の使用許可の申請

循環資源の輸送に三島川之江港の港湾施設を利用する場合、一般貨物と同様、以下の書類を管轄する部署へ提出してください。これらの書類の入手先・提出先等については、四国中央市港湾課港務所にお問い合わせください。民間港湾施設については各施設の管理者にお問合せ下さい。

表 8-1 三島川之江港の港湾公共施設を利用する際に必要な書類

港湾施設名 等		書類名
入(出)港時		入(出)港届
荷役・保管時	岸壁、棧橋、物揚場	係船許可・承認申請書(様式第1号(条例規則第3条関係)) 又は、係留施設等使用許可申請書(EDI申請時)
	荷役施設	港湾施設使用許可申請書(様式第2号(同第3条関係))
	野積場	又は、港湾施設占用許可申請書(様式第3号(同第3条関係))

入出港、係留施設使用などに関する手続きは、「港湾 EDI システム」により電子申請が可能です。「港湾 EDI システム」とは、港長及び港湾管理者への手続きを電子化したシステムで、ご利用には事前の ID 登録が必要です。

港湾施設の使用料は、「愛媛県港湾管理条例」により、以下のとおり定められています。

表 8-2 三島川之江港 港湾施設使用料(愛媛県管理施設のみ)

	区 分	使 用 料
入港料	船舶(総トン数 50 トン未満の漁船及び渡海船を除く)	総トン数 1 トン 1 回につき、1 円
係船料	定期船	総トン数 1 トン 1 回につき、0.3 円
	不定期船	総トン数 1 トン 1 回につき 24 時間までごとにつき、1 円
貨物通過料 <sup>1)</sup>		1 トンにつき、21.9 円(20.9 円) <sup>2)</sup>
野積場	舗装	1 平方メートル 1 日につき、3.7 円
	未舗装	1 平方メートル 1 日につき、2.7 円
泊地	定期船	総トン数 1 トン 1 回につき 24 時間までごとにつき、0.3 円
	不定期船	総トン数 1 トン 1 回につき 24 時間までごとにつき、1 円

- 1 貨物通過料は、貨物通過料の項に規定する額の範囲内において知事が定める。
- 2 括弧書の規定は、消費税法施行令第 17 条第 2 項第 2 号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。

### 8.3 荷姿に関する注意事項

バルク状の循環資源を取り扱う場合は、飛散、落下への対策<sup>1)</sup>を検討してください。

臭気の強い循環資源を取り扱う場合は、臭いが埠頭外に漏れないような荷姿<sup>2)</sup>を検討してください。

酸性の循環資源を取り扱う場合は、港湾施設に直接触れないような荷姿<sup>3)</sup>を検討してください。

循環資源の荷姿に関し、ご不明な点については、四国中央市 港湾課 港務所 へご相談ください。<sup>4)</sup>

#### 1) バルク状の循環資源の荷姿

バルク状の循環資源は、荷役時などに飛散、落下をしやすく、港湾施設や他の貨物の汚損がないような対策を検討してください。特に海面への循環資源の落下は、水質悪化や水産物への風評被害発生、内港泊地の埋没等が懸念されるため、岸壁と船舶間に落下防止用シートを設置する等の十分な対策を検討してください。

フレコンバック、コンテナ等の輸送用容器を使用しない場合は、岸壁上に鉄板等を敷設する、ホッパーを利用するなど、港湾施設の汚損を防止する対策を検討してください。

#### 2) 臭気の強い循環資源の荷姿

臭気の強い循環資源を取り扱う場合は、密閉した容器に入れる、容器の開口部をシートで被うなど、臭気の埠頭外への拡散を防ぐような荷姿を検討してください。

#### 3) 酸性の循環資源の荷姿

酸性の循環資源を取り扱う場合は、循環資源が港湾施設に直接触れて溶かすことがないような荷姿を検討してください。

#### 4) 相談窓口

「港湾施設利用上の注意」に沿った取扱方法は、循環資源の種類、性状、荷姿等によって様々です。ご不明な点については、四国中央市 港湾課 港務所 までご相談ください。

#### 8.4 荷役・保管時の注意事項

三島川之江港において、循環資源を荷役あるいは保管する場合は、一般貨物を取り扱う場合と同様、「飛散、流出、悪臭の防止」「他の利用者に迷惑をかけない」ような荷役方法・保管方法を検討<sup>1)</sup>し、実施してください。

循環資源の荷役・保管方法に関し、ご不明な点については、四国中央市 港湾課 港務所 へご相談ください。<sup>2)</sup>

##### 1) 三島川之江港における循環資源の荷役・保管方法の検討

三島川之江港において循環資源を取り扱う場合は、一般貨物を取り扱う場合と同様に、以下の「港湾施設利用上の注意」に沿った形で、荷役方法・保管方法を検討してください。

##### 港湾施設利用上の注意

- ・飛散、流出、海面落下、悪臭の防止
- ・他の利用者に迷惑をかけない

表8-3 荷役時の対策の例

	対策例
飛散防止対策	散水、シートで覆う、容器・建物に密閉する、など
流出防止対策	シートを敷く、コンクリートのたたきを設置する、 周囲に側溝を設置する、など
悪臭防止対策	シートで被う、容器・建物に密閉する、など
汚損防止対策	囲いをする、エプロンに鉄板を敷く、など
落下防止対策	船舶と岸壁の間にシートを張る、など

##### 2) 相談窓口

「港湾施設利用上の注意」に沿った取扱方法は、循環資源の種類、性状、荷姿等によって様々です。ご不明な点については、四国中央市 港湾課 港務所 までご相談ください。

## 8.5 原状回復の義務

三島川之江港を利用した場合は、施設利用許可条件等により、利用者は原状回復<sup>1)</sup>を義務付けられています。

循環資源を取り扱うことにより、誤って港湾施設を汚損してしまった場合は、原状回復するとともに四国中央市 港湾課 港務所へご連絡ください。<sup>2)</sup>

### 1) 港湾施設利用後の清掃等の原状回復

三島川之江港の港湾施設の利用者は、施設利用許可条件等により、原状回復を義務付けられています。

例えば、荷役時に誤って循環資源を飛散させたり、こぼしたことで港湾施設を汚した場合は、清掃等を行い、元の状態に戻してください。

### 2) 四国中央市港湾課港務所への連絡

循環資源を取り扱うことにより、誤って港湾施設を破損してしまった場合は、できる限り応急手当をするとともに、速やかに 四国中央市 港湾課 港務所 までご連絡ください。

その後、四国中央市 港湾課 港務所 の指示に従ってください。

## 9. 相談窓口

リサイクルポート三島川之江港に関連するご相談・お問合せ内容ごとの窓口は、以下の通りです。

窓口	電話番号 ホームページURL	ご相談・お問合せ内容例
<b>国</b>		
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	03-3581-3351 <a href="http://www.env.go.jp/">http://www.env.go.jp/</a>	・廃棄物処理法について ・廃棄物等の輸出入について
経済産業省産業技術環境局 リサイクル推進課	03-3501-4978 <a href="http://www.meti.go.jp/">http://www.meti.go.jp/</a>	・3R政策について ・個別のリサイクル法について
国土交通省港湾局 国際・環境課	03-5253-8684 <a href="http://www.mlit.go.jp/">http://www.mlit.go.jp/</a>	・リサイクルポート政策について
今治海上保安部 同 三島川之江分室	0898-32-2882 <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/imabari/">http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/imabari/</a> 0896-24-4498	・港則法に関する手続について
<b>愛媛県</b> <a href="http://www.pref.ehime.jp/">http://www.pref.ehime.jp/</a>		
土木部 港湾海岸課	089-912-2690	・このマニュアルについて ・三島川之江港リサイクルポートについて ・公共港湾事業について
四国中央土木事務所	0896-24-4455	・公共港湾施設の使用・占用許可等について ・公共港湾事業について
県民環境部 廃棄物対策課	089-912-2355	・愛媛県の環境に関する情報、 産業廃棄物について
四国中央保健所 衛生環境課	0896-23-3360	・産業廃棄物について
<b>四国中央市</b> <a href="https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/">https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/</a>		
市民環境部生活清掃課	0896-28-6015	・一般廃棄物について
建設部港湾課	0896-28-6036	・三島川之江港リサイクルポートについて
同 港務所	0896-28-6077	・公共港湾施設の使用・占用許可等について
<b>松山市</b> <a href="http://www.city.matsuyama.ehime.jp/">http://www.city.matsuyama.ehime.jp/</a>		
環境部廃棄物対策課	089-948-6929	・産業廃棄物について
<b>その他、関連するホームページ</b>		
港湾EDIシステム	<a href="http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html">http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html</a>	・港湾関係の電子申請について
リサイクルポート推進協議会	<a href="http://www.rppc.jp/">http://www.rppc.jp/</a>	・リサイクルポートについて
(社)愛媛県産業廃棄物協会	<a href="http://www.ehimesanpai.or.jp">http://www.ehimesanpai.or.jp</a>	・愛媛県の許可業者について

## 10．参考資料

### 10．1 外国との輸出入に伴う手続き

廃棄物に該当する貨物であれば、外国と輸出入する際に廃棄物処理法の規制がかかります。廃棄物を輸出する場合には環境大臣の確認が、輸入する場合には環境大臣の許可が必要です。

また、外国と輸出入する循環資源は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下、バーゼル法）」が対象とする「特定有害廃棄物等」に該当する場合があります。

特定有害廃棄物等には、廃棄物だけでなく有価物も対象となりますので、ご注意ください。

具体的には、リサイクル目的で再生資源などを輸出入する場合に、バーゼル条約の対象となるか否か（有害廃棄物に該当するか否か）を判断する必要があります。

そのため、スクラップ等の輸出入を行うためには、税関に關税法に基づく輸出入申告をするときに以下の手続き（証明）が必要です。

- ・ 特定有害廃棄物等に該当する場合 - 経済産業大臣の承認を受けていることの証明
- ・ 特定有害廃棄物等に該当しない場合 - 特定有害廃棄物等に該当しないことの証明

特定有害廃棄物等に該当しないことを証明するためのポイント

- ・ 分析結果等により客観的に有害性の有無が判断できる資料の提示
- ・ 輸出入後にリサイクルされることが判断できる資料（有償取引であること、輸出入後の処分者がリサイクル業者であること等を示す資料）の提示
- ・ 廃棄物処理法の廃棄物ではないことが判断できる資料の提示

特定有害廃棄物等を輸出入しようとする場合は、「外国為替及び外国貿易法（通称：外為法）」に基づく経済産業大臣の承認が必要です。

輸出入しようとする貨物が特定有害廃棄物等に該当するか否かについては、事前相談の窓口となっております下記の機関へ、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先	貨物の種類
（財）日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課	プラスチック・スクラップ及びメタル・スクラップ
経済産業省産業技術環境局 環境政策課環境指導室	上記以外の貨物
中国四国地方環境事務所	廃棄物処理法が適用される全ての貨物 <a href="http://chushikoku.env.go.jp/">http://chushikoku.env.go.jp/</a>